

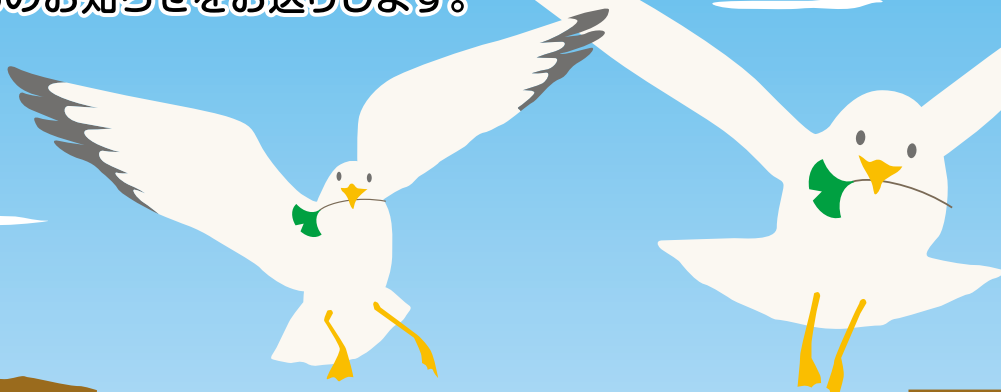
# 都内避難者の皆様への 定期便

2018

11月号

NO.154

都内に避難されている皆様へ、  
東京都からのお知らせをお送りします。



## 都営住宅の募集について (平成30年11月) (P1~2)

平成30年11月の都営住宅募集案内と、よくお寄せいただく質問にお答えします。

## 現地の応援団より (P5)

東北で働く応援団をご紹介します。今月は、宮城県内に派遣されている東京都職員からです。

## 東京しごとセンター (P7~8)

東京都が実施する就労相談などのご案内です。

## 医療・健康に関する相談窓口の ご紹介 (P10)

医療や健康に関して、都内に避難されている皆様もご利用いただける相談窓口をご紹介します。

## ふるさとからのお知らせ (P3~4)

ふるさとの今をお知らせします。今月は福島県からです。

## 司法書士による面談・電話相談の ご案内 (P6)

東京司法書士会が実施する法律相談のご案内です。

## 「都内避難者相談拠点」のご案内 (P9)

東京都が実施する都内に避難されている方向けの総合相談窓口のご案内です。

次号の発送は、  
平成30年12月3日を予定しています。

# 都営住宅の 募集について

## 平成30年11月

都営住宅の募集が実施されます。

### ▶ 募集日程（予定）

平成30年11月1日（木曜日）～

9日（金曜日）

今回の募集は、家族向・単身者向等【抽せん方式】となります。

申込書は募集期間中（土・日・祝日を除く）に限り東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布します。

### ■ 平成30年度 都営住宅「定期募集」年間募集予定

募 集 時 期	対 象 者
平成30年 5月上旬（募集終了） 入居資格緩和 抽選倍率の優遇（避難者特例）	◆家族向・単身者向等【抽せん方式】 ・家族向・単身者向（一般募集住宅） ・定期使用住宅（若年夫婦・子育て世帯向）
平成30年 11月上旬 入居資格緩和 抽選倍率の優遇（避難者特例）	
平成30年 8月上旬（募集終了）	◆家族向【ポイント方式】 ◆単身者向・シルバーピア【抽せん方式】
平成31年 2月上旬	

※抽せん方式の募集では、病死の発見が遅れた住宅等も掲載する予定です。

※シルバーピアは、都内に3年以上居住している65歳以上の単身者や夫婦世帯を対象とし高齢者向けの設備仕様を備えた高齢者集合住宅です。

（注）入居までの期間については住宅によって違いがありますが、申込後、おおよそ5か月～1年後、あき家の発生状況によっては、これ以降になる場合もあります。

### ■ 平成30年度 家族向「毎月募集」

毎月中旬頃、主に若年夫婦・子育て世帯向等に募集します。申込資格等の詳細は、毎月募集の募集期間にご確認ください。詳細は別紙チラシもご覧ください。

申 込 方 法	対 象 者
申込書及びパンフレットは東京都住宅供給公社のHPに掲載しますので、申込書をダウンロードし、郵送でお送りください。*	都営住宅の入居基準を満たし、かつ以下の世帯 1. 若年夫婦・子育て世帯 2. 都営住宅の定期使用許可日から5年が経過した世帯 3. 事業再建者世帯（5年間の期限付き） 4. 東日本大震災等の被災者世帯

※下記の場所で申込書等を受け取ることも出来ます。

- ・都庁第二本庁舎 8階中央募集相談窓口
- ・東雲住宅公社現地事務所2415号室
- ・東京都住宅供給公社（都営住宅募集センター・各窓口センター）
- ・都内避難者相談拠点（飯田橋セントラルプラザ5階、訪問の際は事前に0120-978-885までご一報ください。）

## 都営住宅の募集について、よくお寄せいただく質問にお答えします

### Q. つい最近都内に移ってきたのだけど都営住宅には申し込めるのですか？

A. 単身でのお申込みの場合はお申込みいただけない場合があります。

単身でのお申込みの場合は、申込書配布期間に東京都内に居住していることに加え、東京都内に継続して3年以上居住していることが条件の一つになりますので、単身世帯で都内居住歴が3年未満の方はお申込みいただくことができません。(ご家族でのお申込みの方は3年以上である必要はありません。)

### Q. 夫婦のうちどちらかだけが都営住宅に入居することは可能なのですか？

A. お申込みが可能な場合があります。

被災したことにより、夫婦が東京都と支援対象地域とに別れて居住している場合に限り、夫婦別居のままでお申込みができます。また、一部避難に該当するため、特例措置として、申込者及び同居親族の所得金額の合計額を2分の1にした額が世帯の所得金額とみなされます。

ただし、入居後にその地域が支援対象地域の指定から外れた場合、申込者と生計を一にする親族の一部の方が都営住宅に居住し、他の一部の方が支援対象地域にいる状態が解消された場合等は特例措置が終了し、使用料が変動することがございますのでご注意ください。

その他詳細は下記問い合わせ先にお問い合わせください。

### ～ 都営住宅の要件に当てはまらない方は ～

公社住宅では、先着順による空き家募集を引き続き行っています。お申し込みを随時受け付けていますので下記までお問合せください。

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口

専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット(JKKねっと)でもお申込みできます。

問合せ先

JKK東京〈東京都住宅供給公社〉都営住宅募集センター

電話

**03-3498-8894**

午前9時から午後6時  
(土・日・祝日を除く)

URL

<http://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>



# ふるさとからのお知らせ

## 今月は福島県からお知らせします。

### 避難先情報の届出のお願い

避難先の変更などがありましたら以下の市町村あて情報をご提供ください。福島県や避難元市町村からのさまざまなお知らせをお届けするなど、避難先においても一定の行政サービスが受けられます。

情報提供先	①	13指定市町村（※）から避難されている方	避難元の市町村
	②	①以外の市町村から避難されている方	避難先の市町村

※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村

問 福島県庁 避難者支援課 ☎ 024-523-4250

### 帰還に向けた放射線不安相談窓口

福島県では、避難地域12市町村の住民や事業者等を対象に、身の回りの廃棄物等への放射線不安に対する相談窓口を設置しています。

相談員が内容に応じて放射線量測定等を行い、関係機関の紹介等を行います。

#### 相談例

- 自宅のリフォーム工事で発生した残材を処分したいが、処分先を紹介してほしい。

問 帰還に向けた放射線不安相談窓口（浪江町役場本庁舎1階）

受付時間：月～金（祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

TEL：080-2845-3905

メール：info2@fukushima-sanpai.jp



## 避難者住宅確保・移転サポート事業について

県では、今年度から茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川及び新潟の各都県に対象を拡大し、「避難者住宅確保・移転サポート事業」を実施しています。

ご自分で住宅を見つけれずお困りの方に対し、物件探しや契約時の書類作成などの支援を行い、生活再建を後押しします。

内容	① 電話相談対応 ② 訪問相談対応 ③ 不動産事業者への空き物件の照会、物件情報の提供 ④ 不動産事業者への同行等による物件探しの支援 ⑤ 不動産事業者等との契約手続に関する支援 ⑥ 運送事業者との契約手続に関する支援（転居が必要な場合）
対象者	① 平成31年3月末で応急仮設住宅の供与が終了する世帯 ② 平成30年3月末までに応急仮設住宅の供与が終了した世帯 ③ ①、②に掲げるもののほか、新たな住宅確保に向けた支援が必要な世帯



### 平成30年度避難者住宅確保・移転サポート事業委託先一覧

都県名	団体名	事業拠点	相談窓口電話番号	相談受付日時
福島県	特定非営利活動法人 市民協福島	福島市在庭坂字南林60-2	024-572-4266	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)
茨城県	茨城県内への避難者・支援者 ネットワーク ふうあいねっと	茨城県水戸市文京2-1-1 茨城大学教育学部A棟413	① 029-233-1370 ② 070-1591-1370	月・金 9:30～14:00 火～木 9:30～16:30 (祝日・年末年始除く)
栃木県	一般社団法人 栃木県社会福祉士会	栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階	028-600-1725	月～金 9:30～16:30 (祝日・年末年始除く)
埼玉県	公益社団法人 埼玉県社会福祉士会	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5 ヘルメソン小島203号室	048-762-6012	月～金 9:00～17:00 土日は要予約(祝日・年末年始除く)
千葉県	特定非営利活動法人ちば市民 活動・市民事業サポートクラブ	千葉県千葉市花見川区 検見川町3-159-2	080-5418-7286	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)
東京都	公益社団法人 東京社会福祉士会	東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル5階	070-6472-7505	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)
神奈川県	中高年事業団 やまて企業組合	神奈川県横浜市中区長者町二丁目5番5号 長者町ビジネスマンション105号室 中高年事業団やまて企業組合 横浜支店	045-211-8125	月～金 9:00～18:00 (祝日・年末年始除く)
新潟県	公益社団法人 新潟県社会福祉士会	新潟県新潟市中央区上所 二丁目2番2号	025-281-5502	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)

## 応急仮設住宅の供与期間について

東日本大震災にかかる応急仮設住宅の供与期間について、次の通り取り扱うことといたしましたのでお知らせします。

### 供与期間の延長について

① 富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の全域、並びに葛尾村及び飯館村の帰還困難区域から避難されている方

平成32年3月末まで、更に1年延長します。

② 平成31年3月末で終了する南相馬市、川俣町、葛尾村及び飯館村の避難指示解除区域から避難されている方

### 【特定延長】

公共事業の工期等の関係により供与期間内に住居確保ができない特別の事情がある場合、対象者を特定した上で例外的に平成32年3月末まで延長します。

※県外借上げ住宅、雇用促進住宅及びUR住宅についても、上記の通り対応していただくよう要請しています。

※建設型仮設住宅については、空き住戸による防火・防犯の問題や維持管理等の理由から、供与期間終了の前においても、入居者の住居の確保状況や意向を尊重しながら、県と関係市町村の協議の下、必要に応じて撤去集約化を検討していきます。

問 福島県 被災者の暮らし再建相談ダイヤル ☎ 0120-303-059 受付時間：午前9時～午後5時 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

### 平成32年4月以降の供与について

① 富岡町及び浪江町の全域、並びに葛尾村及び飯館村の帰還困難区域から避難されている方

平成32年3月末をもって終了となります。

※特定延長の適用を検討していきます。

② 大熊町及び双葉町から避難されている方

今後判断します。なお、取扱いについては改めてお知らせします。



# 現地の応援団より

東北で働く応援団をご紹介します。

今月は宮城県内に派遣されている東京都職員からです。

私たちが派遣されている宮城県収用委員会事務局は、宮城県庁舎 8 階にあります。

復旧・復興に不可欠な、道路や堤防などの整備を着実に進めていくためには、事業に必要な土地の取得が欠かせません。通常は、公共事業を施行する国、県、市町村、民間企業などの起業者と土地所有者などの権利者との間で話し合い、売買契約の締結などにより土地を取得しますが、話し合いが難航することもあります。その場合に、事業認定手続等の一定の条件が備われば、第三者機関である収用委員会が行った裁決に基づき、起業者が権利者に対し補償金を支払うことで土地を取得することになります。

事務局においては、権利者の財産権の保障に十分配慮しつつ、土地収用法に基づく手続を迅速かつ適正に進めるため、事務の整理を行うなど早期の復旧・復興を目指しています。

業務上、県内の様々な現場を訪れることがありますが、沿岸部では訪問のたびに新しい道路や堤防ができており、日々復旧・復興に向けた工事が進んでいることを実感します。

宮城県に派遣されて早くも半年余りが過ぎましたが、1日でも早い復旧・復興のため引き続き尽力してまいります。



気仙沼市にある大島架橋



青葉山から見る仙台市街

宮城県収用委員会事務局  
小林 亮哉、高本 憲行



東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方へ支援活動を行っております。みなさまへ寄り添い、少しでもお力になれますよう、情報提供や法律相談等の支援を続けてまいります。11月号では、相続登記についてご紹介いたします。

## 相続登記はお早めに手続きください。

土地建物を所有する方がお亡くなりになられた場合、登記を相続人名義にすることを「相続登記」といいます。相続登記は、いつまでにやらなければいけないという期間の制限はありません。相続人が多いときは話し合いがまとまらず、遺産分割協議が長引くこともあると思います。ただ、あまりに長い期間、相続登記をしないまま放置しておくこと、新たに相続が発生してしまうなど相続人がさらに増えてしまい、手続きが複雑になることがあります。なるべく早く相続登記をすることをお勧めします。相続登記は司法書士の専門分野ですので、お困りのことは、ぜひ御相談ください。

### 面談による相談（予約制）

- 東京司法書士会総合相談センター（四谷・月曜～金曜 午後5時～8時  
火曜・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区四谷本塩町4-37（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

- 三多摩総合相談センター（立川・水曜 午後5時～8時  
木・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）



### 電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料は御相談者様の負担となります。

# 東京都内で就業希望の皆様へ 私たちがその就職、お手伝いします！

全て無料で  
ご利用  
できます

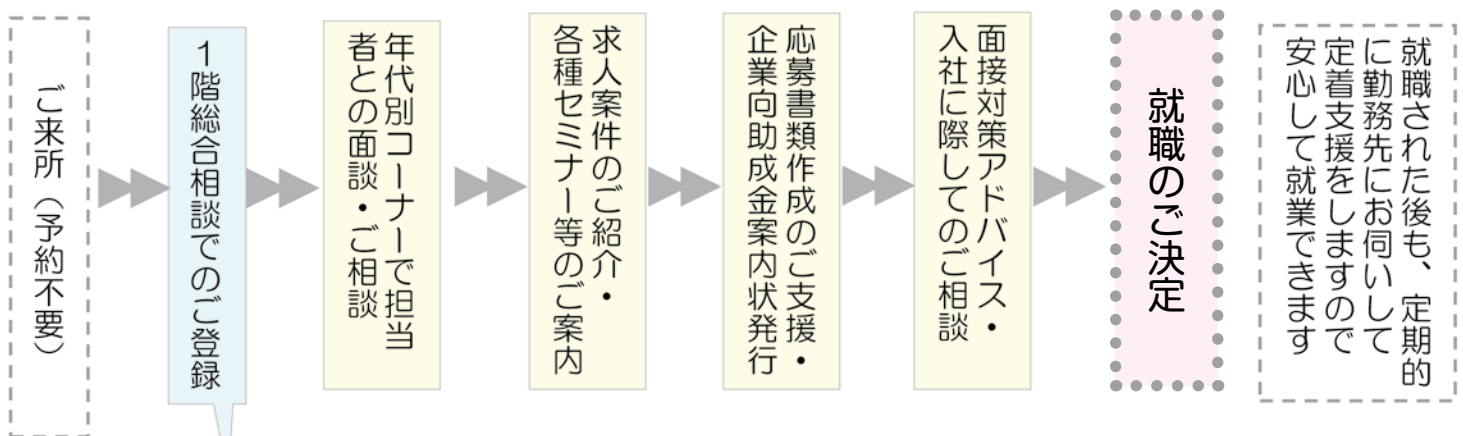
東京しごとセンターってどんなところ？



東京都が設置した、**<しごとに関するワンストップサービスセンター>**です。

キャリアカウンセリングや職業紹介、求職活動支援セミナーなど、様々な就職支援サービスを実施しています。緊急就職支援事業とは、東日本大震災で被災された方向けのサービスで、**採用企業への助成金制度や職場定着支援制度などでご就業をサポートします！**

## 初回ご登録/相談から就職決定までの流れ



予約不要です。  
お気軽にお越しください！





## ＊ ＊東京都緊急就職支援事業採用助成金制度について＊ ＊

東京都及び（公財）東京しごと財団では、東日本大震災により被災された方で都内での就業を希望される方を対象に「東京都緊急就職支援事業」を実施しています。

事業対象の方（事前に事業にご登録する必要がございます）を正社員又は6ヶ月以上の有期雇用として採用するとともに、就職後支援（職場定着支援）を6ヶ月受入れ、継続雇用している企業等に助成金を交付します。（支給要件あり）

### 就職が決定された皆様からのメッセージ

様々な年代の方たちが就職され、新たな出発をされています。



東日本大震災により離職を余儀なくされ家族で東京に避難しました。様々な気持ちを整理しつつ、ハローワークで仕事を探していましたが、今後の見通しが立ちませんでした。このまま東京に住むのか？それとも戻るのか？また震災前と仕事に対する考え方が変わってきていることを感じていました。「これから先どうするのか」「何をしたいのか」と答えの出ない日々を過ごしていました。

【誰かに相談したい、話を聞いてもらいたい。】その一心で東京しごとセンターを訪れました。

担当の方は、私の考えを尊重してくださり、親身にアドバイスをしてくれました。結果として登録から一ヶ月で思い描いた仕事に正社員として採用を頂きました。あの時、東京しごとセンターを訪ね、担当の方にお会いできて本当に良かったと心の底から思います。

30代 男性

【お問合せ先】

東京都が設置した雇用と就業を支援する施設です。

**東京しごとセンター 緊急就職支援事業担当**

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3

TEL:03-5211-3312 月～金曜日 9:00～17:00

**利用料無料**

**予約不要**

閉館2時間前までのご来所をお勧めします



飯田橋駅から  
JR中央・総武線「東口」より徒歩7分  
都営大江戸線・東京メトロ有楽町線・南北線  
「A2出口」より徒歩7分  
東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分  
水道橋駅から  
JR中央・総武線「西口」より徒歩5分  
九段下駅から  
東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分  
東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線  
「3番出口」より徒歩10分



**東京しごとセンター**